

2024年1月

『令和6年能登半島地震にかかる災害』にて被災された皆さまへ

このたびの『令和6年能登半島地震にかかる災害』にて被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまからお申し出をいただいた場合、下記の特別措置を講じてご対応いたします。

1.保険料の払込猶予期間に関する特別措置

お申し出をいただいた場合、一定の払込猶予期間を設ける措置を実施いたします。

2.継続契約の締結手続きの猶予期間に関する特別措置

お申し出をいただいた場合、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるお客さまは、カスタマーセンター（0120-989-616 受付時間：AM9:00 から PM5:00、土日・祝日・年末年始を除く）までご連絡ください。

適用都道府県	適用地域	法適用日
新潟県	新潟市（にいがたし） 長岡市（ながおかし） 三条市（さんじょうし） 柏崎市（かしわざきし） 加茂市（かもし） 見附市（みつけし） 燕市（つばめし） 糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし） 五泉市（ごせんし） 上越市（じょうえつし） 佐渡市（さどし） 南魚沼市（みなみうおぬまし） 三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもぎまち）	1月1日

適用都道府県	適用地域	法適用日
富山県	富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 氷見市（ひみし） 滑川市（なめりかわし） 黒部市（くろべし） 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 射水市（いみずし） 中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら） 中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち） 中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち） 下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち）	1月1日

適用都道府県	適用地域	法適用日
石川県	金沢市（かなざわし） 七尾市（ななおし） 小松市（こまつし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 加賀市（かがし） 羽咋市（はくいし） かほく市（かほくし） 白山市（はくさんし） 能美市（のみし） 河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち） 河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみ ずちょう） 鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち） 鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）	1月1日
福井県	福井市（ふくいし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし）	1月1日

以上